

---

令和7年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和7年6月27日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和7年6月27日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第4号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第3 議案第5号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第4 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第5 議案第7号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第8号 令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第7 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について(質疑・討論・採決)
- 日程第8 発議第2号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について(質疑・討論・採決)
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第4号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第3 議案第5号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第4 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第5 議案第7号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第8号 令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第7 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について(質疑・討論・採決)
- 日程第8 発議第2号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について(質疑・討論・採決)
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員（14名）

|      |    |     |      |    |     |
|------|----|-----|------|----|-----|
| 1 番  | 占部 | 智子君 | 2 番  | 浅原 | 賢潤君 |
| 3 番  | 山根 | 耕治君 | 4 番  | 栄本 | 忠嗣君 |
| 5 番  | 岡崎 | 裕一君 | 6 番  | 山中 | 正樹君 |
| 7 番  | 白鳥 | 法子君 | 8 番  | 田中 | 豊文君 |
| 9 番  | 新田 | 健介君 | 10 番 | 吉村 | 忍君  |
| 11 番 | 久保 | 雅己君 | 12 番 | 小田 | 貞利君 |
| 13 番 | 尾元 | 武君  | 14 番 | 荒川 | 政義君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|      |    |     |      |   |     |
|------|----|-----|------|---|-----|
| 事務局長 | 岡原 | 伸二君 | 議事課長 | 林 | 祐子君 |
| 書 記  | 末武 | 良浩君 |      |   |     |

---

説明のため出席した者の職氏名

|           |       |    |      |         |       |    |     |
|-----------|-------|----|------|---------|-------|----|-----|
| 町長        | ..... | 藤本 | 浄孝君  | 代表監査委員  | ..... | 池田 | 友彰君 |
| 副町長       | ..... | 山中 | 茂雄君  | 教育長     | ..... | 星野 | 朋啓君 |
| 病院事業管理者   | ..... | 石原 | 得博君  | 総務部長    | ..... | 木谷 | 学君  |
| 産業建設環境部長  | ..... | 松村 | 浩君   | 健康福祉部長  | ..... | 中村 | 晴彦君 |
| 下水道部長     | ..... | 藤本 | 倫夫君  | 統括総合支所長 | ..... | 辻田 | 建一君 |
| 会計管理者     | ..... | 宮崎 | 由紀子君 | 教育次長    | ..... | 中原 | 藤雄君 |
| 病院事業局総務部長 | ...   | 木村 | 稔典君  | 総務課長    | ..... | 梅木 | 義弘君 |
| 財務課長      | ..... | 今尾 | 勝則君  | 施設整備課長  | ..... | 江口 | 光幸君 |
| 財務課副課長    | ..... | 佐原 | 正幸君  |         |       |    |     |

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

#### 日程第1. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案に対する質疑は、6月9日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから、起立による採決を行います。議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2. 議案第4号

#### 日程第3. 議案第5号

#### 日程第4. 議案第6号

#### 日程第5. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第4号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第7号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、6月9日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第4号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第5号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第6号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第7号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第8号令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第8号令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和7年5月27日に総合評価方式による指名競争入札を行い、評価値が1位となった4社によるくじ引きを令和7年6月3日に行った結果、周防大島町大字久賀5130番地4のユタカ工

業株式会社が7,230万円で落札いたしました。その落札価格に、消費税及び地方消費税723万円を加えた7,953万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要といたしましては、和田地区の海岸保全区域において、台風や高潮時の越波から護岸背後地の人命や財産、道路などを守るため、離岸堤を約30メートル整備するものであります。

なお、工事の完成期日は令和8年1月30日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 素人なので、分かりやすく丁寧に御説明をいただきたいと思えます。

まず、総合評価入札制度について、その基本的な意義、目的、何のためにこの総合評価方式の入札が行われるのかということと、総合評価入札方式に関する評価調書の中で履行確実点というのがありますが、これがどういう目的で定められているのか、それをお答えください。

計画のほうで、同じ地区の以前の工事で、この離岸堤の設計は海上施工になっているけれど、施工は陸上施工であって、その辺の工事費の精算はどうなっているのかということをお聞きしたことがあると思うが、今回の工事は、海上施工なのか陸上施工なのか、そこだけでいいです、細かい話はいいです。

この離岸堤の位置、海岸の護岸線からのこの離岸堤の位置というのは、どういう方法で決めるのか。既存の施設にあわせましたというのではなくて、もともとのところからを含めて、この岸からの距離というのはどうやって決めたのかということをお教えください。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、総合評価を行う意義という御質問をいただきました。

総合評価方式の入札につきましては、それまでの単なる価格競争のみとするのではなく、価格競争も踏まえて、なおかつ工事の品質向上のために技術提案をいただいて、品質の向上を目指すという制度でございます。

それから、履行確実点とはという御質問をいただきました。

履行確実点につきましては、令和6年4月1日以降の入札公告通知から適用している制度でございますが、総合評価方式の入札を行う際に、予定価格のほかに、予定価格から一定の下の基準について、あまりにも低過ぎる入札では品質の確保ができないのではないかということで、低入札価格調査制度というものがございしますが、これに基づきまして調査基準価格というものを設定しております。

現在の周防大島町の総合評価の制度におきまして、入札価格がこの調査基準価格を下回った場合には、履行の確実性が見込めないということで、履行確実点の付与はない。調査基準価格以上の入札であれば、確実性が見込まれるということで、履行確実点を５点付与するという制度でございます。

本工事の総合評価に関する評価調書をご覧になっていただきますと、一部の業者では履行確実点がついていないが、これは調査基準価格を下回っておるという結果でございます。

参考までに、本工事の調査基準価格は７，２３０万円と設定させていただいておりますので、調査基準価格未満の入札については５点の付与はないということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 江口施設整備課長。

○施設整備課長（江口 光幸君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、海上か陸上かということですが、このたびの工事は海上施工工事となっております。

それから、離岸堤の位置についてですが、コンサルタントで設計をしておるわけですが、まず波の高さを調査します。これの越波量を調査、測定し、その越波量を最小限に抑えるという形で離岸堤を造っていくわけですが、既設の護岸の高さも加味しながら、経済的な形で離岸堤の高さや長さ、位置についても設計をしておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） この入札の評価調書を拝見すると、調査基準価格を下回っているのが２社、４社が同額ということでくじ引き。

先ほど、総合評価方式の入札は価格競争だけでなく、工事の品質確保に大きな目的がある。確かにそうでしょうけれど、この結果を見て、その品質向上の評価部分は全てこの６社とも同一、同点でありながら、この調査基準価格を下回っているから除外されているという形でありまして、果たしてこの工事の品質向上という総合評価方式の入札の目的が果たされているのか、その辺の検証というのは、これまでも何度もこの総合評価方式をやられていますけれど、どのように今、考察されますか。

品質向上に対しては、全部一緒に、６社とも評価は同じ。この落札率が９２％で、この履行確実点が付与されない２社は、調査基準価格を２１０万円下回った、７，２３０万円の工事で２１０万円下回っただけで、結局、落札率としては８９％で、低入札価格調査制度と最低制限価格というのがありますけれど、最低制限価格レベルを下回っているなら、履行に不安があるということで、この競争から外れても致し方ないと思いますけれど、低入札価格調査基準レベルの価

格で、単純に言えば210万円安いのであれば、その業者にやってもらったほうがいいのではないかな。品質価格の評価は同じですから、十分評価に耐え得る業者だとその辺の期待はできるわけです。それでありながらも、価格が210万円ほど、その町が定める基準、調査基準価格を少し下回っただけで、もうそこで勝負がついてしまう。非常に品質確保を目指しながらも、結局は価格で決まっているのではないかな。価格競争になっていながら、なおかつ安いところ選ばれない。

公益的な観点から言えば、非常に損失だと思うのですが、その辺についての、この入札制度の評価というか、そこはどう考えておられますか。どのように整理をすればいいのですか。

要するに、繰り返しますが、この6社とも品質は同じものが期待できるという評価をしながら、一方で、調査基準価格をクリアできないから、安くても選ばれない、落札できない。しかも、その調査基準価格をクリアした4社は同額で、くじ引きで決まる。別に総合評価方式の入札でなくてもいいのではないかなというのが本音というか、正直なところですけど、その辺についてどのようにお考えなのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、履行確実点の制度につきましては、これの導入の経緯がございまして、まず総合評価のシートの評価項目の設定等につきましては、山口県及び県内のほかの市町も参考にしながら、指名審査会で項目設定について諮りまして、山口県土木建築部の総合評価審査委員会で意見聴取を求め、そのうえで決定しております。

確かに安ければ、町にとっても財政面にとっても有利であるということは、おっしゃるとおり間違いありません。ところが、入札制度におきまして、ダンピング対策というものが、対策を講じなければならないという流れになってきまして、最低制限価格制度あるいは低入札価格調査制度というのを設けておりますが、現行の周防大島町最低制限価格に関する事務取扱要綱の算定式と低入札価格に関する事務取扱規程の調査基準価格の算定式というのは、土木一式工事であれば同じ算定式を使っておりますので、仮に、これを、最低制限価格制度を適用した入札であれば、調査基準価格がそのまま最低制限価格と置き換えられてしまって、その未満のものは最低制限価格を下回ってしまったので、無効という扱いになってしまいます。

それから、ほかに総合評価を行う基準ですが、総合評価を行うのは、現在は設計金額が3,000万円以上のものに対して、総合評価方式で入札をするのか、通常の入札とするのかというところは、指名審査会で諮り決定しております。

参考までに、現在の評価調書をご覧になっていただきますと、総合評価ではもちろん価格も評価しますし、その他の項目も評価して、価格と技術提案と総合的に評価するのが総合評価制度ですので、以上の点を御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたいのは、町として、どのようにこの結果を受け止めるかという意味なので、制度の内容がどうこうということではなくて、結果として品質の評価になっていますか、工事の品質向上につながりますかということをお聞きしたので、そこをもう1度、この結果を受けて、町としてこれでよしとするのか、まだ改善の点があるかと考えるのかというところを、どのように受け止められているかということをお聞きしたいのと、最低制限価格と調査基準価格が同額ということであれば、この履行確実点というのは一体何のためにあるのか、その最低制限価格であれば、この92%、今、最低制限価格は予定価格の約92%程度という高い水準になっているということですが、これは何を根拠に92%が最低制限価格、92%かどうか分からない、これを計算したら92.6%になるので、それが最低制限価格として設定されるということは、どこで決まっているのかというところを教えてください。

先ほど、施工方法で海上施工ということでしたけれど、全て、基礎工事からブロック積みまで海上施工ということだろうと思いますが、仮にそれが施工の段階で陸上施工になったとして、それは設計変更の対象になるのかどうか、そこも教えてください。

○議長（荒川 政義君） 江口施設整備課長。

○施設整備課長（江口 光幸君） 仮に、海上施工が陸上施工になった場合であれば、もちろん陸上施工の歩掛かりを使いまして、変更設計の対象となっていきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

総合評価を行う検証といいますか、効果ですけれども、周防大島町も総合評価制度を導入しまして大分たつのですが、総合評価を行っていく中で、当然品質確保に向上の意欲がある事業者、あるいはその結果、工事の出来栄え、出来高の管理、品質の管理、それから計画性、それから工事を行う際のその地域における地域貢献の活動等、様々な分野で技術の向上といいますか、品質の向上という成果が見られておるということは確かなことでございます。

なおかつ、今、この評価調書では、全社が確かに加算点は等しく10点の加算となっておりますが、この中で、特に企業の技術的能力のところで、工事成績評定点の平均点というものがあります。こちらは、総合評価方式工事に限らず、現在周防大島町では500万円以上の同種工事につきまして、全ての点を対象として平均点を取るということにしておりますので、このときだけよい点を取って、ほかの安い工事では点数を取らなくていいというものではなくて、常に高品質な工事を日頃から目指して取り組んで、努力してこられた業者というところで、このたびの入札に参加された町内の事業者の皆さんは、加算点は全て10点であるというところでございますの

で、総合評価を行う効果というのは、確実にあるものと私は認識しております。

それから、最低制限価格の設定あるいは調査基準価格の算定の基準というところで、どこを見てという御質問でございますが、基本的には周防大島町の算定式設定にあたりましては、山口県の算定を基準として、それに準拠するようにという制度、それを基準とするような考えでずっと来ております。山口県はもっと早くに改定しておったのですが、周防大島町は若干遅れましたが、現在、周防大島町の算定式は、山口県の算定式にあわせております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第8号令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 発議第1号

#### 日程第8. 発議第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正についてと、日程第8、発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 新田議員、山根議員、栄本議員、岡崎議員、山中議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正及び発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨を御説明いたします。

議案綴第2号の5ページをお開きください。

本案は、地方自治法改正に伴う、標準町村議会会議規則の改正にあわせて、議会にかかる手続等のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備及び文言の整理等を行うため、周防大島町議会会議規則の一部を改正するものであります。

このたびの改正内容の主なものにつきまして、新旧対照表により御説明いたします。

10ページの中段、規則第9条、会議時間について、会議中でない時の会議時間の変更ができる規定を第3項に新設するものであります。

次に、11ページの下段、規則第32条、開票及び投票の効力について、議会で行う選挙の投票の効力に異議があったときの本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める旨の規定を第4項に新設するものであります。

次に、13ページの下段、規則第101条の2、資格決定の通知は、議員の資格決定後の通知についての規定を新設するものであります。

次に、15ページをお願いいたします。

議会会議規則中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化について、通則的な規定として、規則第129条の2、電子情報処理組織による通知等及び16ページの下段、規則第129条の3、電磁的記録による作成等を新設することにより対応しようとするものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨を御説明いたします。

議案綴第2号の18ページをお開きください。

本案は、地方自治法改正に伴う、標準町村議会委員会条例の改正にあわせて、議会にかかる手続等のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員会においてはオンラインによる方法による開会を可能とするほか、委員選任に関する規定の見直し等を行うため、周防大島町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

このたびの改正内容の主なものにつきまして、新旧対照表により御説明いたします。

21ページの上段、条例第5条、特別委員会の設置について、第2項中、特別委員会の委員を特別委員に表現整理するとともに、特別委員の選任について規定した第7条と重複する条文を整理しております。

中段、第7条、委員の選任についてですが、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続きについて整理を行うものであります。

次に、22ページの上段、条例第13条の2、開会の特例は、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について、新たに規定するものであります。

また、条例第18条、秘密会において、オンラインによる方法を活用した委員会は、秘密会の対象外とするものであります。

下段、条例第22条、意見を述べようとする者の申出については、公述人の申出について、委員長が定めるところにより、オンラインにより行うことができる規定を加えるものであります。

次に、23ページ下段、条例第27条、記録についてですが、委員会の会議記録等について、

デジタル化した場合の規定を第3項に新設するものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行することとしております。

議員各位におかれましては、御理解を賜り、趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。  
まして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

発議第1号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

発議第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。吉村議員御苦勞でございました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号、討論はございませんか。—————

—————

—————

—————

—————

—————

.....

—————

—————

—————

—————

---

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。発議第2号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（荒川 政義君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、審査中の請願第1号につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和7年第2回定例会を閉会いたします。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和    年    月    日

議    長   荒川   政義

署名議員   新田   健介

署名議員   吉村    忍

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和    年    月    日

議    長

署名議員

署名議員